

SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N595
2020・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

「黒い雨」訴訟で原告84名全員勝訴の画期的判決……………	竹森雅泰
原爆症の要医療性とは……………	二國則昭
あずみの里裁判・逆転無罪判決の意義と課題……………	木嶋日出夫
憲法53条違憲訴訟—憲政史上初の裁判、裁判所の存在意義を問う……………	賀川進太郎
いのちのとりで裁判—2020年6月25日名古屋地裁判決について……………	吉田雄大
同性パートナーに犯罪被害給付金の支給を求める裁判の報告……………	堀江哲史
第17回人権研究交流会 集会へのご支援・ご参加をお願い致します……………	並木陽介
3年間の弁学議長を経験して気づいたこと(後編)……………	北村 榮
議長としてやり残したこと—私が考える今後の青法協の課題	

シリーズ 憲法を知るための12冊

南彰著『報道事変 なぜこの国では自由に質問できなくなったか』…………… 加部歩人

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール悲喜こもごも…………… 砂原 薫

司法制度研究会ブレ企画「民事裁判のIT化学習会」報告

人権救済に資する民事裁判のIT化を目指して…………… 鈴木敦士

改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み

渡辺治教授講演「安倍政権の総検証と安倍政治に代わる選択肢」の報告…………… 大山勇一

司法試験の特別措置を求める緊急声明と議員要請…………… 本間耕三

- 新型コロナウイルス感染防止対策のための司法試験委員会見解に基づき
受験制限をされる司法試験受験生に対する特別措置の実施を求める緊急声明



残暑(長崎・対馬)

「黒い雨」訴訟で原告84名全員勝訴の 画期的判決

広島 竹森 雅泰

一 はじめに

二〇二〇年七月二十九日、広島地方裁判所民事第二部（高島義行裁判長）は、「黒い雨」訴訟に関して、被告である広島市及び広島県に対し、原告八四名全員について被爆者健康手帳の交付等を命じる判決を言い渡した。

本判決は、広島における「黒い雨」被爆者の「被爆者」該当性が問題となった初めての事案であり、「黒い雨」被爆者を正面から「被爆者」として認定すると同時に、「黒い雨」降雨域のうちいわゆる大雨地域のみを援護対象とし、大雨地域外の「黒い雨」被爆者を被爆者援護施策の対象外としてきたこれまでの被爆者援護行政を断罪し、その転換を求める画期的な判決として大いに評価できるものである。

二 「黒い雨」訴訟の概要（別図参照）

「黒い雨」訴訟は、広島市に原爆が投下された後に降った、放射性物質を含むいわゆる「黒い雨」によって被爆した原告らが、主位的に被爆者健康手帳の、予備的に第一種健康診断受診者証の各交付申請却下処分取消し及び交付処分の義務付けの請求をした事案である。

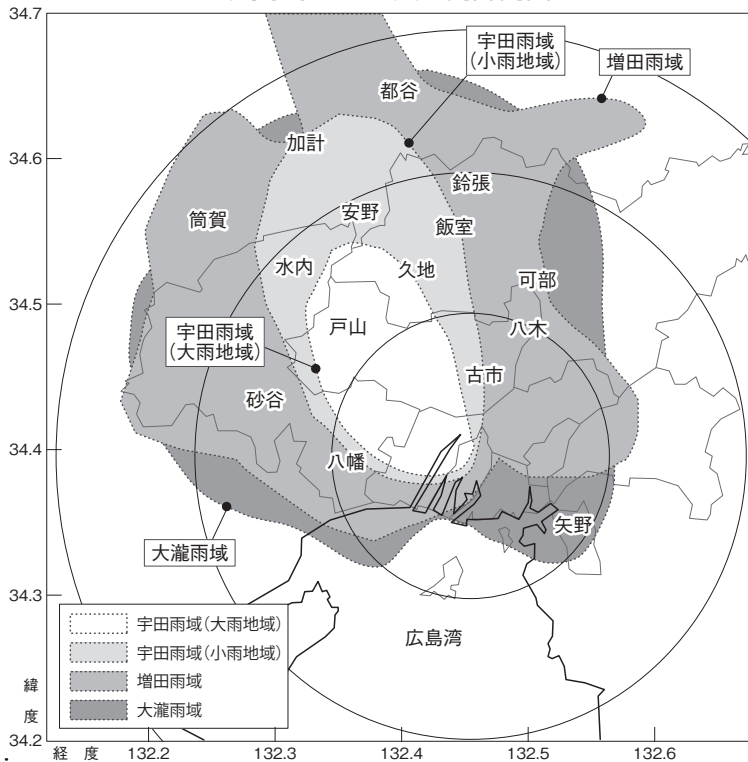
現行の広島における被爆者援護対象地域には、被爆地域と第一種健康診断特例区域がある。被

爆地域は、原爆投下当時そこに居住していれば被爆者健康手帳が交付される区域で、爆心地から約5km内が指定されている。他方、第一種健康診断特例区域は、原爆投下当時そこに居住していれば、第一種健康診断受診者証が交付され、被爆者と同様に健康診断が受けられる区域であり、健康診断の結果、原爆との関連が想定される障害を伴う疾病があると診断された場合は、被爆者健康手帳が交付される。一九四五年に広島管区气象台（当時）の宇田道隆技師らが調査した結果をもとに、一九七六年九月、大雨地域（長さ約一九km、幅約二km）が第一種健康診断特例区域に指定されている。

ところが、前記宇田技師らの調査では、大雨地域よりもさらに広い地域（小雨地域）にも「黒い雨」が降ったとされている。また、広島市等が約三万七〇〇〇人に行ったアンケート調査をもとに、二〇一〇年に広島大学原爆放射線医科学研究所の大瀧慈教授が統計解析を行って示した大瀧雨域によれば、大雨地域の六倍の範囲で「黒い雨」が降ったとされている。

広島市等の被爆地の自治体は、厚生労働省に対し、大瀧雨域まで特例区域を拡大するよう求めてきたが、厚生労働省は、「黒い雨降雨域を確定することはできなかった」とか、「原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならな

広島原爆による黒い雨降雨図



いちばん内側の小さな長円形が宇田雨域の大雨地域＝第一種健康診断特例区域。その外側の大きめの長円は宇田雨域の小雨地域。さらにその外側の、北に延びている区域は増田雨域。もう一つが大瀧雨域。

い」などとして応じなかった。

そこで、やむを得ず、大雨地域外の大瀧雨域内に居住し「黒い雨」に遭い被爆した原告らが、二〇一五年二月以降三次にわたり、原処分庁である広島市及び広島県を被告として提訴したのが「黒い雨」訴訟である。なお、厚生労働省は、本訴訟に行政事件訴訟法二三条に基づき訴訟参加してお

り、実質的な被告は、被爆者援護対象地域を指定した国(厚生労働省)である。

三 主要な争点と本判決の内容

本訴訟の主要な争点は、原告ら「黒い雨」被爆者が、被爆者援護法(以下「法」という)一条三号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるよう

な事情の下にあった者」に該当するか否かである。

本判決は、法一条三号の意義について、法は、原爆投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が、他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに着目して、国家補償的配慮等に基づき被爆者

援護のための諸制度を規定しており、法が被爆者に対して健康診断等を行うことを規定しているのも、健康被害を生ずるおそれがあるために不安を抱く被爆者に対して広く健康診断等を行うためであるとして、法一条一号の直接被爆者、二号の入市被爆者以外についても、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった者を三号被爆者と認定すべきとした。

そして、本判決は、大雨地域を健康診断特例措置の対象地域とし、造血機能障害等の原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患した者について法一条三号に該当する「被爆者」と認定してきたのは、「黒い雨」には放射性微粒子が含まれており、「黒い雨」を直接浴びたりした外部被爆に加え、「黒い雨」が混入した井戸水等を飲用したり、「黒い雨」が付着した食物を摂取するなどした「内部被曝」によって、健康被害が生じる可能性があることを当然の前提としてきたからであると判示し、「黒い雨」に人体の影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が含まれていたとはいえないなどという厚生労働省の主張を排斥した。

その上で、本判決は、「黒い雨」降雨域を推定する研究結果である、宇田雨域、増田雨域(長年氣象庁に勤務してきた増田善信博士が一八九九年に発表した「黒い雨」降雨域)及び大瀧雨域といった研究成果を踏まえれば、「黒い雨」降雨域は宇田雨

域にとどまるものではなく、より広範囲に「黒い雨」が降った事実を確実に認めることができる」とし、大雨地域外の「黒い雨」被爆者についても、大雨地域と同程度の「黒い雨」に曝露した事実が認められれば、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患した事実をもって、法一条三号の「被爆者」と認定できると判示したのである。

四 本判決後の経緯

本判決の翌日、原告団・弁護士は、広島市及び

広島県を訪れ、控訴断念等を求める申入れを行った。広島市及び広島県は、申入れを踏まえて、控訴断念の方針を固め、厚生労働省に対し、控訴断念を容認する政治決断を行うよう強く申し入れてきた。しかし、厚生労働省は控訴の意思を改めず、控訴期限の八月二日、控訴となった。厚生労働省は、控訴に際し、「黒い雨」地域拡大も視野に入れつつ、これまで蓄積されてきたデータの最大限の活用など最新の科学的技術を用いて検証を実施すると表明したが、これまでの経緯を

考えれば、厚生労働省の検証に期待することは困難である。

「黒い雨」訴訟原告団・弁護士は、控訴審においても本判決が維持され、「黒い雨」被爆者を「被爆者」と認定し、被爆者健康手帳の交付を認める判断が示されるよう、そして全ての「黒い雨」被爆者が救済されるよう、全力で闘い抜く決意である。

原爆症の要医療性とは

広島 一國 則昭

① 今年(二〇二〇年)二月二五日最高裁判

所は、原爆症認定事件について原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下単に「法」という)の制度ならびに被爆者医療についての理解を欠いた判決を言い渡した。

広島・長崎に投下した原子爆弾により被害を受

けた被爆者について、法による原爆症認定という制度があり、負傷や疾病にかかった被爆者が、厚生労働大臣に申請をして認定を受け、「負傷または疾病の状態」にあるときは、毎月一定額の医療特別手当が支給されることになっている。この認定の要件は、当該負傷や疾病が原爆に起因すると

いう放射線起因性と負傷や疾病について現に医療を要する状態にあるという要医療性である。

②

放射線起因性の認定について、厚生労働省は、二〇〇〇年七月一八日の松谷訴訟最高裁判決(判時一七二四号二九頁)に沿わない認定基

準を作成して運用していた。そこで、全国一七の地方裁判所に第一次集団訴訟を提訴し、二五の勝訴判決を得て、判決を一定程度反映した認定基準の改正を勝ち取った。しかし、厚労省は、これを適切に運用しないため、各地で第二次集団訴訟が起こされた。

この一連の訴訟の判決においても、放射線起因性の判断については法の趣旨に従った判断がされたが、要医療性の判断については高裁レベルの判決が分かれた。今回の最高裁判決は、被爆者が勝訴した広島高裁(二〇一八年二月九日)と名古屋高裁(同年三月八日)の判決、被爆者が敗訴した福岡高裁判決(二〇一九年四月二七日)の解釈を統一したものである。

3

事実関係は、名古屋事件は九歳で被爆した女性が慢性甲状腺炎を発症し、病院で経過観察を受けていたため原爆症認定申請をしたが却下、広島事件は生後二か月で被爆した女性が両眼白内障を診断され定期的な経過観察と点眼薬を処方されていたため同申請をしたが却下、長崎事件は八歳で被爆した女性が両眼白内障と診断され定期的に通院していたため同申請をしたが却下、そのため各提訴していたものである。

名古屋高裁判決は、要医療性について、「当該疾病等に関し、同項(筆者注：法二一条一項)の規

定する医療の給付を要する状態にあることをいうものと解するのが相当である」とした(広島高裁判決も同旨)うえで、経過観察については、特定の疾病等を有する患者に対し一定期間、医師が病状の回復の程度、再発の有無、合併症や投薬による副作用の有無・程度等々を注意深く観察し、仮に再発や副作用等がみられた場合には早期に適切な治療を行い、当該疾病等の治療をめざすものであるから、治療の一環といえ、経過観察も診察が基本となるところ法一〇条二項は、医療給付の範囲として「診察」(同項一号)を予定しているから経過観察は「医療」に含まれるとした。広島高裁判決も、経過観察をしている場合は法一〇条二項一号の「診察」を要する状態、すなわち要医療性があるとした。

一方、福岡高裁判決は、治療行為を伴わない定期検査等の経過観察では特段の事情がない限り法一〇条一項の「医療」に該当しないとされた。

4

最高裁判決は、名古屋高裁事件を基本事件として要医療性について判断を行い、広島事件と長崎事件に引用していずれも要医療性がないとして被爆者敗訴とした。

名古屋事件の最高裁判決の要旨は以下のとおり。法は放射線起因性が認められる疾病に罹患している被爆者に対し、①要医療性が認められない

段階では健康管理手当を支給(法二七条一項)、②当該疾病につき要医療性が認められるに至った場合には原爆症認定をするとともに医療特別手当を支給(法二四条一項)し、③その後要医療性が認められなくなった場合には特別手当(法二三条一項、二四条四項)という要医療性の有無に対応した段階的な救済の仕組みを取っている。そして要医療性が認められる場合にのみ支給される医療特別手当の額は健康管理手当の額の四倍に二〇〇円を加えた額で、手厚い水準である。その手厚い援護としての医療特別手当の支給を受ける要件である要医療性は、現実に医療行為を必要とする者に対して支給するという目的に見合う状態のあることをいうものと解するのが相当。経過観察については直ちに要医療性があるといえず、当該経過観察自体が当該疾病を治療するために必要不可欠な行為であり、かつ積極治療行為(治療適応時機を見極めるための行為や疾病に対する一般的な予防行為を超える治療行為をいう)の一環と評価できる特別の事情があることを要するものとし、各事件について要医療性を否定した。

5

判決は、前項のとおり①健康管理手当、②医療特別手当、③特別手当について、いずれも放射線起因性が認められる疾病に罹患した場合に支給されるとしているが、誤りである。①

について、前記松谷訴訟最高裁判決において、法は手当の支給対象疾病である造血機能障害等と放射線との間に因果関係があることを要件とするのではなく因果関係が明らかでないとは言えないことを要件としているとした。

そもそも原爆症認定は、被爆者の疾病が原爆放射線起因性を有することを前提としてその疾病への医療給付をするか否かの厚労大臣の判断であり、医療特別手当(を支給する)の認定は、原爆

症認定を受けた被爆者が「認定にかかる負傷または疾病にかかる状態にある」か否かの判断である(法二四条一項)。手当から医療給付の必要を判断するのは誤りである。原爆症認定制度は、法一〇条一項の条文から明らかのように医療の給付を目的としたものである。三つの手当の関係は、放射線起因性が認められ、要医療性がある場合は②、要医療性がなくなった場合は③、放射線起因性はないが、因果関係がないとは言えない場合が①で

ある。また、医療の立場からは判決が類型的に悪化や再発の恐れを持つ疾病に限定していることは臨床現場における経過観察の重要性を軽視したとも言われている。このような判決を受け入れることはできない。

なお、「賃金と社会保障」(旬報社)一七五八号に本判決批判の特集号があります。

あずみの里裁判・ 逆転無罪判決の意義と課題



長野 木嶋日出夫

一 確定した控訴審での無罪判決

二〇一三年二月二日のおやつ時、長野県安曇野市にある特養あずみの里一階食堂で、ドーナツを食べていた八五歳の利用者女性が、突然意識を喪失して心肺停止状態となり、救急搬送された病

院で翌二〇一四年一月一六日死亡しました。

長野県警本部は、早くも同年一月七日、業務上過失傷害事件として、あずみの里に対する捜査を開始し、同年五月には、山口さん一人を業務上過失致死容疑で送検します。長野地裁松本支部は、同年二月二六日、山口さんを長野地裁松本支部に起訴しました。

第一審公判で、注視義務違反が無理と見た検査

は、訴因の追加的予備的変更を行い、それを容認した長野地裁松本支部は、二〇一九年三月二五日、女性の急変は窒息と認定して、主位的訴因「注視義務違反」は否定しましたが、予備的訴因「おやつ形態確認義務違反」を認めて、罰金二〇万円の有罪判決をしました。

二〇二〇年七月二十八日、東京高裁第六刑事部（大熊一之裁判長）は、第一審の有罪判決を破棄し、無罪判決を言渡しました。検察は上告せず、無罪判決は、同年八月二日、確定しました。

二 窒息か脳梗塞か、因果関係について 証拠調べと判断を回避した高裁判決

控訴審において、弁護側は、女性の死亡直後に撮影された頭部CT画像を解析した脳神経外科医らによる七通の意見書を証拠として提出し、本件急変は窒息ではなく脳底動脈梗塞によるものであることを明らかにしてきました。

しかし、控訴審は、弁護団のこのような弁護活動を一定評価しましたが、公訴が提起されてから五年以上が経過しており、死因についての検討に時間を費やすのは相当ではないとして、死因についての証拠調べと判断を回避し、過失論だけで無罪としたのです。

早期に被告人の地位から解放したいとの控訴審裁判所の思いは理解できるのですが、本件は業務上過失致死被告事件であり、第一審で窒息認定がなされているのですから、控訴審で因果関係について証拠調べが回避されたことは、残念なことでした。

控訴審で弁護側が窒息ではないとの証明力の強

い意見書を次々と証拠提出してきたことは、無罪判決の内容には反映されませんでした。控訴審裁判所に、無罪の心証をもたせるために、大きな力になったのではないかと弁護団は見ています。

三 控訴審判決は、おやつ形態確認義務をきっぱりと否定

控訴審判決は、第一審の有罪判決について、その予見可能性（女性がドーナツを食べれば窒息するおそれがあったと予見できること）の認定は広すぎると厳しく批判し、以下の六点を、厳格に判断して、山口さんにおやつ形態確認義務はないとしました。

① 女性には嚥下障害がなく、入所から一週間前までドーナツを含む常菜系のおやつを食べていたが窒息が生じたことがなく、ドーナツによる窒息の危険性は相当低い。

② 本件形態変更の主たる目的は、嘔吐防止のためだった。

③ 日勤勤務の看護職員は、療養棟日誌や看護送りノート等を見て、利用者の健康状態に関する情報を把握し、介護士から、口頭で、報告を受けていた。

④ およつの介助は基本的に介護職の業務であり、本件形態変更は、介護士らが決定したもの

であり、准看護師である山口さんが形態変更を知ることが、容易ではなかった。

⑤ 当日、山口さんがおよつ介助に入ったのは、応援であり、女性のおよつの形態変更について伝えられなかった。

⑥ およつを含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や安らぎを得るため有用かつ重要である。幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要であり、食品の提供は、医薬品の投与等の医療行為とは違う。

四 控訴審無罪判決が示す 大きな意義と残された課題

控訴審の無罪判決は、介護施設での食事時の急変・死亡に対して、警察は「業務上過失事件」などとして安易に捜査に入らざるべきでないこと、検察も安易に起訴してはならないこと等々、わが国の捜査当局に対して、大きな制約を課すものとなりました。

第一審の有罪判決以後、各地の介護現場では、およつを取りやめてしまうなどの介護の萎縮が見られました。控訴審が「食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や安らぎを得るため有用かつ重要」との高い見識

を示したことは、各地の介護関係者に大きな感銘を与えており、本件無罪判決は、介護の萎縮を払拭し、利用者に食べる喜びをもたらすような介護の前進のために大きな力となるものです。

しかし、本事件には、なぜ安易な警察の捜査と安易な検察の起訴を許してしまったのか、第一審での訴因変更がなぜ許されてしまったのか、原判

決の「窒息」とおやつ形態義務違反の認定を許した要因は何であったのか。ほぼ同一の証拠にもかかわらず原判決と控訴審判決の「過失認定」が一八〇度転換した要因はなんなのか。等々、刑事裁判に取り組む弁護士として、総括しなければならぬ課題は、たくさん残っています。

最後に、本件では第一審・控訴審を通じて、山

口さんの無罪を信じて、七三万筆を超える無罪要請署名が寄せられ、また控訴審の無罪判決宣告後、短時日の間四五〇〇の団体から上告断念を求める要請がなされたなど、大きな支援が全国に広がったことが、無罪判決獲得と確定にとつて、大きな力となったことを報告しておきます。

憲法五三二条違憲訴訟

— 憲政史上初の裁判、裁判所の存在意義を問う —

岡山 賀川進太郎

安

倍政権成立から八年、戦争法、特定秘密保護法、共謀罪法、カジノ法など憲法無視、国会軽視の法案の強行採決、さらに森友・加計問題、桜を見る会、河井夫妻買収、アベノマスクにGOTOキャンペーン問題等々も国会答弁を放棄し、追及を嫌がる。

この政権は、臨時国会召集の先送りについて、二〇一五年は七日、二〇一七年は九八日、そして、今年七月三二日の要求に対しても自民党の森

山裕国対委員長は三日、「法案をどうするか聞いていない。何を審議するかが大事だ」と述べ、安倍総理も「臨時国会については与党とよく相談して対応したい」と述べた。このように政権幹部の憲法への無理解を恐ろしいほど露呈しながら、一〇月下旬まで延ばすことを宣言している。もっとも、前科二犯の安倍内閣ですら、二〇二三年には、なんと召集から二〇日間で臨時国会を召集している。二〇二二年発表の自民党憲法改正草案

の「要求があつた日から二〇日以内に臨時国会が召集されなければならない」との規定が効いたのである。同草案のQ&Aには「臨時国会の召集要求権を少数者の権利として定めた以上、きちんと召集されるのは当然である」とまで規定している。安倍、森山両名にはこの五三二条改正案だけはしっかりと復習して欲しいものである。

選挙の勝利によつて、憲法無視も正当化する。国民は数重なる暴挙に慣れて、選挙のときには忘

れてしまう。憲法はこの状態を予期していたと思われる。憲法二二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、これを保持しなければならぬ」と規定する。憲法はその存在だけでは効力を維持できない。違憲行為を漫然と放置すれば、違憲が当然になり憲法破壊は限りなく続く。

二

○一七年六月、共謀罪法の強行採決後、森友加計問題で大荒れの中、強引に国会を閉会した。野党は森友・加計問題を追及すべく臨時国会召集を求めたが、安倍内閣は「国会召集をしなかった例もある」(菅官房長官)などと憲法の無理解を露呈しつつ、九八日間先送りにし、形式的には召集したものの一秒も審理なしに衆議院を解散した。この暴挙に対して、高井崇志衆議院議員を原告として国賠訴訟を計画し、二〇一八年二月に岡山地裁へ提訴、続いて弁護士や国会議員に働きかけて東京地裁(小西洋之参議院議員)、那覇地裁(赤嶺政賢衆議院議員、伊波洋一参議院議員、糸数慶子参議院議員、及び、照屋寛徳衆議院議員)への提訴にこぎつけた。

史上初の憲法訴訟である。どの基本書をみても五三条の記載はわずかず数行程度しかない。資料収集や助言が必須であった。選挙無効訴訟でお世話になっている伊藤真弁護士をはじめ諸先輩弁護士

との共闘、沖縄四名の原告を確保した小口幸雄弁護士、国会図書館から憲法制定議会の膨大な資料の分析を行った星野大樹弁護士、並びに、長谷部恭男早大教授、高作正博関大教授及び志田陽子武蔵野美大教授という憲法学会をリードする強力な説得力のある意見書など作成していただく幸運を得た。ちなみに膨大な資料の中でみつけた

憲法制定議会における金森大臣の「憲法第九五條(注:現憲法九九条)ニ國務大臣、國會議員此ノ憲法を尊重シ、擁護スル義務ヲ負フト云ウコトニナツテ居リマシテ、(中略)憲法ハ國ノ中心的规定デアリ、一國ノ政治ノ根源規定デアリマシテ、大體此ノ中二動ク人々ハ政治道德ノ模範トモナルベキ人々デアラオウト思ヒマスルガ故ニ、ソコマデ細カク制裁規定ナドヲ置クコトハ、寧口體裁ヲ得ナイノデハナイカト考ヘテ居リマス」という答弁については政権幹部には是非精読して欲しいところである。国は、訴訟の中で世界的には存在価値を失った統治行為論を持ち出してきて憲法判断無用とし、憲法六六条の連帯責任規定を理由に内閣は個々の国会議員との間では政治的責任しか負わないなどと独自の理論を展開した。国の見解を支持する学者の意見書は一切提出されていない。この憲法無視の態度を裁判所が万一容認すれば、五三条後段は死文化し、国会は内閣のための下請機関に成り下がり、三権分立も形骸化する。

今後、六九条の内閣不信任案を決議して内閣を倒そうと意図し国会召集要求をしても、召集の延期をもって不信任案決議を回避しよう。内閣の判断のみで臨時国会が召集されるとすれば、少数派の意見は無視されてしまう。

強調すべきは「いずれかの議院の総議員の四分の一以上」という規定である。少数派の意見にも耳を傾けようというもので、多数決原理万能ではなく実質的議論を重視しようとする人権重視の現れの規定である。五三条後段によれば参議院定数二四五人のうち六二人の意思だけで、衆議院も含めて国会を開催可能となるのである。残りの衆議院議員四六五人、参議院議員一八三人全員が反対しても国会は開かれる。わずか八・七%の議員の意思だけで足りるといふ、まさに少数意見の尊重のための規定である。そうすると、五三条後段の要求がなされた場合、内閣は、事務処理時間や国会議員の召集までの時間などを配慮して合理的期間内に召集日程を決定しなければならず、九八日間もの先送りは明白に違憲である。

二

○二〇年六月一〇日、那覇地裁は一足早く判決の日を迎えた。「召集要求があれば内閣は召集するべき憲法上の義務があり」、「単なる政治的義務にとどまるものではなく、法的義務であると解され、(召集しなければ)違憲と評価され

る余地はあるといえ「内閣が義務を果たさない場合」「少数派の国会議員の意見を国会に反映させる」という憲法五三条の趣旨が失われ、国会と内閣のバランスが損なわれる恐れがあるとまで判示した。ここまで読めば違憲判断ありかと思いきや、あてはめは見送り、国賠法の損害は認められないとの敗訴判決となった。

しかし、裁判所が史上初めて五三条の趣旨を明

らかにした意義は大きい。にもかかわらず、安倍政権は、またしても九〇日以上の臨時国会召集の先送りを宣言。弁護士としては、那覇の控訴審、岡山、東京での違憲判決を目指すとともに、今回の先送りについては仮の召集義務付け訴訟を計画し、改めて裁判所の使命を問いたいと思う。青法協の皆さんには絶大なる関心と協力を求める次第である。

【追記】 安倍総理の突然の辞任表明により九月六日に首班指名のための臨時国会召集決定。形式的には四七日後の召集だが、あくまで政権の都合による召集である。おまけに総裁候補のいずれも五三条無視には一切言及しない。懲りない面々は違憲判決の鉄槌しかない。

いのちのとりで裁判

——二〇二〇年六月二五日名古屋地裁判決について

1 いのちのとりで裁判とは

「いのちのとりで裁判」とは、二〇一三年以降行われた最大一〇%、平均六・五%の生活保護基準引き下げに伴う保護変更処分を取り消しを求め各地で争われている裁判である。二〇一六年の拙稿でも同裁判を紹介し、「闘いはいよいよ山場を迎えようとしている」として締めくくったが、同

年二月には「いのちのとりで裁判全国アクション」が設立され、現在二九の裁判所で八九三人の原告(最大一〇二人、死亡等により減少)が係争中である。

既報のとおり六月二五日の名古屋地裁判決では請求棄却となり、しかもこれまでの同種事件とは異質の判示がなされた。本稿は判決が出た背景事情を含め振り返ってみる。

2 名古屋地裁判決の背景

愛知訴訟は全国三番目の二〇一四年七月に提訴されたが、二〇一八年春に角谷昌毅裁判長が前任地大阪地裁から異動してくるまでは目立った動きがなかった。しかし裁判長交代後の進行協議期日では、「この裁判体が維持されている間、具体的には二〇二〇年春までの判決を考えている」と述

京都 吉田 雄大

べた。明言せずとも各裁判官の異動時期を考えれば、主任として判決起案を担う右陪席の異動前に判決を出すと事実上言っているに等しかった。

我々全国弁護士も二〇一八年四月以降、弁護士会議に加え少人数での戦略会議を定期的に開催した。翌二〇一九年以降は全国から名古屋地裁の期日に参加するようになった。文字どおり全国三〇〇名以上の弁護士が名古屋地裁に結集したのである。

進行協議期日でも裁判所はCPI(消費者物価指数)に関する問いを繰り返し、しばしば被告訟務検事も答えに窮した。二〇一九年三〜四月には実に五回の進行協議期日で争点設定や尋問の範囲等突っ込んだやりとりがされ、期日後は直ちに「プロセカド」や「事務連絡」が出された。強面の訟務検事はどれほど裁判所から「来春の判決のため協力を求めたい」と言われても頑強に抵抗するなどし、進行協議期日は合議・休憩を挟みときに三時間半にも及んだ。我々全国弁護士も裁判所の気合いを感じ取り、名古屋地裁での勝利に向けて全力を尽くすことに決めた。

3 結審まで

二〇一九年度に入っても、尋問に向け妥協なき意見交換が進められた。原告側申請証人のうち政府審議会(生活保護基準部会)の部会長代理とし

て生活保護基準見直しの検討を担当した岩田正美名誉教授(日本女子大学)を初め四名の証人が採用され、二〇一九年九〜一〇月にかけて、証人四名、原告五名の尋問が行われた。

証人や原告本人の尋問はいずれも獲得目標を十分に達成した。反対尋問の意図も見え見えで、たとえば岩田名誉教授は「(法八条一項は)法的な規定ですから、それ出されると、全部、じゃあどうぞ、勝手におやりください、基準部会なんか開かないでくださいってなるかもしれませんね。でも、やっぱり基準部会で専門的な議論を経て決めたい」というところを私たちは信用してるわけです」と答えるなど、専門家の矜持を十二分に示された。

最終弁論の期日は二〇二〇年一月二十七日、準備書面提出期限は二〇一九年二月三日に設定された。原告側は渾身の準備書面を当日提出したが、何と被告は二三日と二七日の二回に分け、しかも学者意見書を含む大量の証拠も合わせて提出するという無法ぶりであった。

当然の猛抗議の結果、新たな主張はさせないことと事実上決着したかに見えた。急ぎよ設定された最終弁論前の進行協議期日でも、裁判所から被告への「苦言」は一応なされた。

4 判決の内容

判決は単に厚生労働大臣に極めて広範な裁量を

認めるに留まらず、朝日訴訟以降の裁判例の流れにも逆行するものであった。

判決はまず六六頁で堀木訴訟最高裁判決を「参照」という表現で引用して大臣に裁量権がある旨述べ、続けて老齢加算に関する二つの平成二四年最高裁判決の表現を借用しつつ、最低限度の生活の具体化と激変緩和措置の採否等の選択のそれぞれについて裁量権の逸脱濫用があれば法三条、八条二項に違反し違法になる旨述べた(六七〜六八頁)。しかし、肝心の具体的審査対象については言葉が濁し、老齢加算に関する最高裁第二小法廷平成二四年四月二日判決のいう「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」等の規範は立てなかった。また、法八条二項違反の有無を判断する旨述べておきながら、その一方で「厚生労働大臣が(裁量権)を行使するに当たり、生活保護法八条二項所定の事項を考慮することが義務付けられるということはでき(ない)。(七二頁)」なども判示した。個別論点でも原告の主張を悉く排斥した。

のみならず名古屋地裁は、締め切り超過後に被告から出された、消費者物価指数の算式に関する学者意見書について、引用こそしないものの、ほぼそのまま判決内容に盛り込んだ(一〇六頁)。さらに判決は、政治的意図に基づく生活扶助基準改定を認定しつつ、改定に当たり国民感情を考慮で

きるの「明らかである」とまで述べた(二二八〜一九九頁)。この「国民感情」論は朝日訴訟最高裁判決「なお書き」中で言及されたものであったが、直後には生活保護基準の大幅な改善が実現するなどしたし、その後立法裁量が問題となった堀木訴訟でも、さらには高齢加算最高裁判決でさえ一切出てこなかった。令和の世になり突如亡霊のような国民感情論が、角谷裁判長の手によって復活したのである。

実態論でも、三食とっている者が六〜七割に達しているから健康で文化的な最低限度の生活を下回らないなどとして、生活保護利用世帯に対する冷淡な視点が露骨に示された(二二二〜二二三頁)。

5 最低最悪の判決を乗り越えるために

なぜこのような最低最悪な名古屋地裁判決が出されたのか。

そういえば、二〇一九年春に訟務検事が交代してからは、被告代理人が裁判所の訴訟指揮に異を唱えることはなくなっていた。そういえば、審理を担当した右陪席は結局、二〇二〇年四月最高裁調査官に栄転となった。そういえば、判決日である六月二五日は通常国会閉幕後で、政治への影響も少ない日程だった。しかしこうした疑念を幾ら挙げて、真相には容易にたどり着かない。

角谷裁判長は本判決に先立つ二〇二〇年六月四

日、「婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されたとはいえない」として、同性パートナーによる犯罪被害者遺族給付金支給申請訴訟について請求棄却判決を出していた。

本判決後、かの堀木訴訟を担当された藤原精吾先生(いのちのとりで裁判兵庫弁護団の一員でもある)の講演を聞く機会があった。講演の中で藤原先生は、「国民感情」は「裁判官の感情」であると言われた。つまり保護基準の引き下げは国民感情であるとして、「自分も」考えているというのが名古屋地裁の本音だと分析された。まさに膝を打つ思いだった。

言うまでもなく、生活保護基準はナショナルミニマム(国民的最低限)の岩盤であり、いのちのとりで裁判はナショナルミニマムを守る闘いでもある。しかし現実には甘くない。いくら正しいことを主張しても、世間一般が見向きもしなければ裁判所は自己の偏見を決して変えようとしなないことは、この裁判を通じ改めて痛感した。

「社会通念」や「国民感情」の陰に隠れた裁判官の本音に变革を促すためにも、引き続き裁判所内外での取り組みを強めていく決意をしている。

弁護士になりたいあなたへⅢ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

「人権の砦」として法廷でたたかう

大変だけどやりがい十分、
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ

主な目次

【この本に登場する弁護士】

菊間龍一(67期)、早田由布子(63期)、水谷陽子(68期)、田村有規奈(69期)、喜久山大貴(69期)、西川研一(60期)、橋本祐樹(64期)、倉重都(71期)、深井剛志(64期)、藤塚雄大(68期)

座談会「青法協ってこんなところ」 久保山太一×辻田航×菊地智史



定価:1320円 送料別

四六版並製 272頁

※注文は事務局まで

同性パートナーに犯罪被害給付金の支給を求める裁判の報告

あいち 堀江 哲史

一 はじめに

本件は、二〇年以上もの間、生活を共にしてきた、同性のパートナーを殺害された者が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、「犯給法」という）による遺族給付金の支給を求めて申請を行ったという事件である。愛知県公安委員会は、申請者と本件被害者が、法律上同性であること等を理由に、給付金を支給しない旨の裁定をした。これを不服として、申請者は審査請求を行い、審査請求から三か月が経過した二〇一八年七月九日、名古屋地方裁判所に不支給処分取消を求める訴えを提起した。

二 同性パートナーは「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たらないのか

犯罪被害者給付金は、犯罪被害者等が加害者から必ずしも十分な被害弁償を受けられないことに鑑み、連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の経済的及び精神的打撃を社会全体で緩和するための制度である。そして、婚姻関係と同様の事情にあったパートナーを犯罪被害によって失うこと

の精神的損害、経済的打撃は、婚姻の届け出の有無によって差異が生じるようなものではない。それゆえ、遺族給付金の申請権者である「犯罪被害者の配偶者」には「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」とされている。

では、パートナーを殺害されたことによる経済的及び精神的打撃は、異性カップルの場合と同性的カップルの場合とで、差異はあるのだろうか。そのようなはずがなく、犯給法の制度趣旨からすれば、同性パートナーであろうと、保護の対象にならないければ不合理である。

この点、被告の愛知県は、婚姻とは男女の結合関係を示すものであり、「婚姻関係と同様」という文言から、同性同士の関係がこれに当たり得ないと主張してきた。

これに対して、原告は、大きく二つの点から反論を行った。

一つは、婚姻概念の変容である。夫婦間の性別役割分業を特徴の一つとする「近代家族」という概念は、工業からサービス業への産業構造の転換、経済力を持つ女性の増加、離婚の増加などの社会の変化に伴って、性別役割分業が薄れ、親密性がより重視される関係性へと変化していった。このような「現代家族」においては、同性カップルと異性カップルにおける「婚姻」生活の実態に差異はな

いこととなる。したがって、同性であることを理由として「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たらないということではない。実際に、わが国でも、近年、性の多様性に対する認識が広がり、地方自治体におけるパートナーシップ制度は次々と制定されているし、民間企業のサービスや福利厚生においても、同性同士の関係を夫婦と同様に扱うものが増えてきている。

二点目は、社会立法における内縁保護法理の展開である。わが国では、労働法、経済法、社会保障法などの分野においては、社会的・経済的弱者の地位や生活の保障・向上のために、市民法の原理を修正して、社会的弱者を特別に保護するということが戦前から行われてきた。このように、私法の一般法としての民法(家族法)と、社会的弱者保護の労働法・社会保障法とで、「配偶者」概念を全く同列に論じる必要はなく、遺族の生活の安定や福祉の向上という社会保障の理念に立つて、現実的・機能的に理解すべきであり、婚姻共同体としての実質に即した法的保護を考えればよく、実際にわが国でもそのように内縁保護法理が展開されてきた。

本件で問題になる犯給法も社会立法であるから、その解釈に当たっては、共同生活の実態や当事者の関係性から、法律上の婚姻が認められない同性カップルも配偶者概念に含めることは可

能であるし、また、前述の制度趣旨からすれば、そのように解することこそが相当である。

三 不当判決、控訴審へ

名古屋地方裁判所は、二〇二〇年六月四日、原告の請求を退けた。その判断過程では、犯罪被害給付制度の趣旨が同性のパートナーにも妥当するか否かということや、社会立法の分野では民法とは異なる配偶者の定義を導入してきたことについて一切触れないまま、「同性のパートナーである」という、その一点において請求を棄却した。法律上同性同士のカップルは、個別具体的な事情にかかわらず、一切、遺族給付金の対象とならないと切り捨てたのである。そして、その理由は、二〇一七年二月に愛知県公安委員会が不支給処分をした時点で、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの「社会通念」が形成されていない、というものであった。

たしかに、一般論として、判決の結論を導く際に、社会の意識を要素の一つとすること自体はあり得る。しかし、仮に社会通念が形成されていないことを前提とした場合であっても、社会の意識が高まっている事実をもって、当事者を救済しない理由にはなり得ないし、してはならない。むしろ裁判所は、少数者の人権保障の砦として、社

会通念が差別的であるときにこそ、真摯に向き合うことが求められるのであって、原判決の理由が「社会通念が形成されていない」に止まっているのは、裁判所の職責を完全に放棄したものである。

また、その点を措くとしても、二〇一七年の時点で社会通念が「形成されていない」と述べていることは、現実の社会の動きを見誤っている。

控訴審では、これらの判決の誤りを指摘するとともに、憲法一四条一項違反などについての主張もしている(本日現在、控訴理由書の提出を完了したという段階である)。同性カップルを法律の保護から除外するという時代錯誤な判決を維持させないよう、いつそう力を入れて取り組んでいきたい。



第二七回人権研究交流集会 集会へのご支援・ご参加をお願い致します



第二七回人権研究交流集会
実行委員会事務局長

並木 陽介

来

年二〇二二年三月二〇日(土)・二二日(日)に、第一七回人権研究交流集会を福岡県福岡市(会場：アクロス福岡)において、開催いたします。主催は、青年法律家協会弁学会同部会内に設けられた第一七回人権研究交流集会実行委員会(実行委員長は原田直子会員〔福岡支部〕となります)。

二〇日(土)には、分科会を予定しています。ここでは、憲法問題や米軍基地問題、労働問題、原発問題等、様々なテーマが予定されています(次頁をご参照ください)。

二二日開催の全体会テーマは、「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」です。世界的にも、そして日本国内においても、今なお様々

差別が問題となっています。このような差別が生まれる構造について、ハンセン病問題を中心として考えてみたいと準備しています。シンポジウムのパネリストには、ハンセン病問題の当事者の皆さんだけでなく、作家や歌手、明治学院大学教授など様々な肩書を持つドリアン助川さんにもご登壇いただきます。ドリアン助川さんは、ハンセン病をテーマに、人間として生まれてきたことの意味、生きることを考える小説「あん」の著者でもいらつしゃいます。この小説「あん」は、後に映画化もされています。全体会シンポジウムでは、小説「あん」を書いた想いや、その執筆活動の中で出会った人々との交流などについてお話を頂

き予定です。

チ

ラシがついに完成し、チケットの普及もよいよ始まります。

会員の皆様におかれては、①まずはチラシをご覧いただき、②参加できてもできなくても手帳に日程を書き込み、③ご支援をお願い致します。

第一七回人権研究交流集会について、フェイスブック等のSNSで宣伝を進めていきます。是非「人権研究交流集会」で検索してご覧頂き、「いいね!」してください。また、「弁護士参加協力券」の積極的なご購入をお願い致します。この「弁護士参加協力券」は、お得なことに、購入すれば当日の分科会も全体会も参加できます!是非「弁護士参加協力券」を事前にご購入の上、当日お持ち

なお、現在、HPでの申込フォーム、FAXによる申し込み等の準備をしております。早く購入

したい方も多数おられるかとは思いますが、チケットは十分数がございますので、改めてご連絡す

るまでお待ちいただければと思います。何卒宜しくお願い致します。

第一七回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二一年三月二〇日午後

分科会 二時～二時半(二コマ)

三月二日午前

憲法劇 九時半～一〇時

全体会 一〇時～一二時

【会場】

アクロス福岡(福岡県福岡市)

<https://www.acros.or.jp/access/>

【参加費】

弁護士参加協力券 二〇〇〇円

一般 券 五〇〇円

【全体会】(三月二日)

〈テーマ〉「差別が生まれる構造

―ハンセン病問題から考える―

〈パネリスト〉

ドリアン 助川

(作家・歌手 明治学院大学教授)

徳田 靖之 弁護士

(ハンセン病患者弁護士共同代表)

延 和聰(盈進中学高等学校校長)

黄 光男

(ハンセン病家族訴訟原告団副団長)

迫田 朋子(ジャーナリスト)

【憲法劇】一九八九年から福岡市を中心に憲法

の真の価値を訴え続けているユニークな

演劇集団「ひまわり一座」による公演。

演出家 中嶋さと

(劇団 FOURTEEN PLUS14+)

【分科会】(三月二〇日)

●若者労働分科会

●事務所経営分科会

●裁判必勝法Part V分科会

●市民運動分科会

●原発二万人訴訟分科会

●法政策形成訴訟分科会

●憲法カフェ分科会

●子どもの権利分科会

●石木ダム事件分科会

●結婚の自由を全ての人に分科会

●大崎事件と再審法分科会

●沖繩分科会

【カンパ送金先】

銀行名：三菱UFJ銀行四谷支店

口座番号：(普) 一二九二八一

名 義：青法協人権集会

代表 杉本 朗(すぎもとあきら)

お問い合わせ先：info@seihokyo.jp

会へ

*詳細はFacebook「人権研究交流集



三年間の弁学議長を経験して気づいたこと〈後編〉

議長としてやり残したこと ——私が考える今後の青法協の課題

弁学合同部会前議長 北村 栄



前 号に引き続き三年間の議長の感想を。今回はやり残したことです。

三年も任期を頂いたので大きな悔いはありませんが、それでもいくつかあります。今後の青法協の発展のためにも書き残し、皆さんと共有したいと思います。

二 つ目は、「WEB会議とリアル会議の充実」です。六月の仙台総会で初めてWEB会議

を行い、改善点もわかりました。今後はよりWEB会議の重要度が増し、併用は欠かせません。皆さんの意見やアイデアを取り入れながら実践していかなければと思います。

一 つ目は、「支部の活性化」です。青法協にはいくつも支部があり、また年四回も各地で

全国ミーティング(以下、全国M)をしますので、支部の働きは重要です。その中、心残りは埼玉支部です。自由法曹団での活発な活動が聞こえてきますが、青法協では音沙汰がありません。弁護士も多く、本部のすぐ隣県なのですが、ここ何年も全国Mへの参加者が一人もない状態が続いています。これではいけませんので、ぜひ、埼玉の仲間を再び呼び入れたいと思います。皆さんも埼玉に知り合いがいればぜひご協力を。

三 つ目は、これが一番重要で、声を大にして言いたいのですが、「若手弁護士、大学生

やロースクール生(以下、ロー生)、受験生や修習生への青法協企画参加への経済的支援」です。そして「財政基盤の強化」です。これは、私の中では全く同一のものとして頭にあります。ご存知の通り、多数の会員がいる二〇〇三〇期代の退会が多くなり、会費収入は減少の一途です。一方で若手の加入は少なく、数の減少ゆえ入会のハードルは高くなってきています。若手の加入のためには、学生、ロー生の時から

青法協の各種企画(特に年四回もある全国M)に気軽に参加してもらうことが一番重要だと思います。以前のことでありますが、私が名大ロー生I君のエクスターン中、全国Mに連れて行きましたが、会員の元氣な熱気に当てられ、宴席の壇上で「早く受かつて仲間になりたい!」と言ってくれました。その彼は、今青法協や弁護士団で大活躍してくれています。しかし、連れて行くのは簡単ではありません。名古屋・東京間の新幹線だけで二万円超。地方の場合は、宿泊費・懇親会費を含めれば四〜五万円はかかります。これが、ポンと出せれば、第二、第三のI君が現れる可能性があります。しかし、若手に(限らずですが)そのようにポンとお金が出せません。しかし、そんなときに「このお金を使ったらいいぞ!」と言ってくれるところがあれば、どんなにか誘いやすいでしょう。ぜひ、そんな基金があればと思います。

そ のために、私が考えているのは、青法協で「遺言プロジェクト」を作り宣伝することで

す。既に環境法律家連盟には「みどりの遺言プロジェクト」があります。私の勝手な構想は、大先輩会員に1%の遺産を青法協に遺して欲しいとお願いをすることです。もちろん生前贈与も結構です。そのためには、どうしてお願いをしたいのか、そのお金の使われ方、その大きな効果を丁寧に伝

シリーズ
憲法を知るための
12冊

南彰著

『報道事変』

なぜこの国では自由に質問できなくなったか

東京 加部 歩人



『報道事変』

なぜこの国では自由に質問
できなくなったか

二〇一九年六月発行

著者：南彰

出版社：朝日新書

定価：八六九円

新書判 二〇九頁

1 民主主義の基盤たる「知る権利」に資するものとして極めて重要な「報道の自由」、そしてその前提となる「取材の自由」。これを担うのが記者であり、記者による質問は権力監視の核心・最前線のはずである。

しかし昨今、総理大臣に対して記者が直接質問できる機会は減り、官房長官記者会見では質問制限がなされ、政権がメディアを「事実誤認」のレッテル貼りによって攻撃するという、取材・報道の自由の危機とも言うべき事態が生じている。その

える必要があります。私は、志を持ち、苦勞してこられた大先輩の方々はきっと私たちの心情を理解・共感し、協力して下さると思います。

梓澤和幸会員が弁学合同部会設立四〇周年記念誌の原稿で引用された、シヨパンの恩師の言葉

「最善の教師は自分を乗り越える弟子を作り出す人物である」、また田坂広志氏の「その人の生きた意味は、その人の棺が閉じるときに定まるのではなく、その人が愛情を込めて育てた人の棺が閉じるときに定まる」こそ、私たちは実践すべきと思

います。

最後の最後、番外編として、広報委員会に出入れなかったこと、心残りでした。

裏側で政府は国会で虚偽答弁や強弁を繰り返し、平然としている。

本書では、朝日新聞政治部記者で、新聞労連（日本新聞労働組合連合）中央執行委員長を務める著者が、こうした現状に警鐘を鳴らしつつ、メディア自身に内在する課題を炙り出している。

2

本書のハイライトは、東京新聞の望月衣梨子記者を狙い打ちした官邸による質問封じ問題を巡る詳細な経緯・分析だ。

平日一日二回の官房長官記者会見は、現在、官邸で唯一日常的に持たれている公的な取材機会である。従来は質問時間も内容も制限がなく、首相以下全閣僚が出席する予算委員会質疑中であつても、会見のために官房長官が四五分間の離席を慣例上認められるほど重要視されていた。しかし二〇一七年五月の加計学園獣医学部新設問題に関する望月記者の追及を機に、官邸側は会見後に官房長官の公務がある場合には質問を打ち切れるルールを設けるなどして望月記者の封じ込めを図って

きた。

官邸は巧妙にも、こうした封じ込めに記者同士の分断を利用しようとした。望月記者は社会部の記者だが、官邸は望月記者の質問に対して「事実に基づいて質問を」「主観の質問には答えない」などと応じてまともに答えず、望月記者がおかしいというレッテルを貼り、またオフレコ取材に応じなくなることで政治部記者たちの反望月感情を煽った。政治記者やOBの中には、実際に官邸の肩を持つ者もいた。

3

しかし、記者の連帯の動きが流れを変え、二〇一九年二月五日に新聞労連が発した委員長声明「首相官邸の質問制限に抗議する」や「新聞労連」が翌日にツイッターのトレンド入りするほど注目を浴び、質問制限問題が広く報道され国会でも取り上げられたのである。さらに新聞労連も加盟する日本マスコミ文化情報労組会議は、同年三月に質問制限問題に特化した首相官邸前行動を企画した。メディア関連労組が官邸前行動を主催するのは初めてのことだったが、各社の現役記者を含めて六〇〇人が参加し、全国から記者が実名を挙げて官邸に異議を唱えた。「声を上げない」と言われていた組織ジャーナリズムの記者たちが声を上げる、異例のデモになった。このデモの情報が広がる中で、官房長官会見での望月記

者に対する露骨な妨害は収束に向かった。

4

著者は、「望月問題」には今のメディアが克服しなければならぬ課題が詰まっているとし、その課題のうちの二つに、いまだに記者の世界ではオフレコで独自情報を取ってきた者を評価する風潮があることを挙げる。メディアが情報独占していた時代には、それでもうまく権力と距離を保ちつつ有効な取材が行えたのかもしれない。しかし権力もSNS等で自由に情報を発信できる今、既存メディアの交渉力は相対的に弱まり、メディア不信をおおる形での攻撃に晒されやすくなっている。また労働環境の面でも、旧来の夜討ち朝駆け的な取材手法に頼るわけにはいかない現実もある。そのような中で著者は、ジャーナリストは（独自取材で競い合うことを大切にしながらも）社を超えて連帯し、為政者のメディア選択に晒されることがない記者会見等の充実・強化に努める必要があることを強く訴えている。

5

自身も政治部記者として権力監視の前线に立ってきた著者による現場描写が貴重であることは言うまでもないが、産業別組合の委員長として連帯の旗を振った経験から、今後のメディアの在り方の可能性を展望している点（しかも労組がその端緒になりうることを提示している

点）で、これからの取材・報道の自由、ひいては知る権利を考える上でぜひ読んでおきたい一冊と思う。なお本稿を書く寸前に、著者の近著『政治部不信 権力とメディアの関係を問い直す』（朝日新書）が刊行されている。また蛇足ながら、本書のどこかに青法協が登場するので探してみてもいい。

会員のみなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

◆ ◆

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

ロースクール悲喜こもごも

あいち
砂原
薫

1

司法試験の勉強はしんどい。これはほとんどの受験生及び元受験生に同意いただけるのではないと思う。

確かに、わからなかったことがわかったときは快感だし、たまに疲れすぎてランナーズハイみたいになって、勉強が楽しく感じられることもあった。でも、毎日朝から夜までずっと座ったまま勉強をするというのが、心身に大きな負担を強いる行為だというのは間違いないだろう。

その司法試験の勉強をする場所が、ロースクールである。ロースクールの講義が司法試験に役立つか否かは措くとしても、司法試験という目的を掲げて、学生が勉強をする場所が、ロースクールなのだ。

つまり、私にとつて、ロースクールの思い出を語るといことは、しんどい記憶を呼び起

こすのとイコールなのである。

2

ところで、私は、大学生のとき、法学部でも政治学科に属していたので、三年生の終わりに弁護士になろうと思いつくまでは、必修科目でちよつとかじるくらいしか、法律の勉強をしたことがなかった(なぜだか憲法は好きで、全科目まじめに受講した。これが今に生きていると思いたい)。

弁護士になるならロースクールに行くのが一般的なルートだ、と聞いていたので、早速通っていた大学のロースクールの説明会に行った。たまたま前年の司法試験合格率が高かったのもあって、良い数字ばかりを見せられて、私はすっかり乗り気になってしまった。ロースクールに行くなら適性試験(そういえばこんなものもあったなあ……)を受けないといけない

3

入学してようやく、自分の通うロースクールの置かれている状況が、想像以上に厳しいということに気付いた。

司法試験の合格率が高い年もあるが、ここ数年は、だいたいのを通して低迷していた。入学者の数は年々減っていき、補助金は削減される一方であった。

厳しい状況の中、ロースクールの教授たちは、なんとか司法試験の合格率を上げようと、学生の意見を聞きながら、さまざまに工夫してくれた。講義の内容や方法を受験指導に寄せる教授もいれば、答案を個別に添削指導してくれる教授もいたし、学生の自主ゼミを担当してくれる教授もいた。また、ロースクール内の制度として、合格した卒業生が課外ゼミを担当したり、答案の通信添削を行ったりするという取り組みもあった。

よと言われ、滑り込みで申し込み、なんとか間に合わせるために必死で勉強した。それが終わると、論文試験の勉強を必死でやった。無事に合格できたとき、喜びよりも不安の方が強かった。あと三年間で、ほとんど勉強したくない法律知識や法的な考え方をたたき込んで、司法試験に合格することができののだろうか……という不安である。

ロースクールの実情と 法曹養成

こうした工夫や取り組みは、一部功を奏し、極めて合格率の高いゼミが組織されることもあった。一方で、うまく機能しなかったり、結果につながらなかったりということも少なからなかった。

「弱小」「底辺」という言葉で、自分たちの通うロースクールを卑下する学生もいた。学生の不満は、特定の講義だけでなく、ロースクールのものへ向くこともあった。ロースクールの勉強についていけず、留年してしまい、学費が払えないからそのまま退学してしまう学生も相次いだ。

どんなに頑張っても、合格できるのかわからない。貴重な数年間をロースクールに費やす意味が、果たしてあるのだろうか。焦りと不安、そして閉塞感が、ロースクール全体に漂っていた。

4 書いていてだんだん気が減入ってきたが、このように厳しい状況が続いているにも、司法試験の合格発表の時期は、ロースクール全体が浮足立った雰囲気になった。

合格者数や合格率に一喜一憂することはあるものの、顔見知りの

先輩が合格すると、司法試験合格が一気に身近に感じられる。合格者と話をし、勉強方法やモチベーションを保つ方法について具体的にアドバイスをもらうと、大いに励まされるし、やる気も出てくる。

私の出身ロースクールでは、複数回受験者の合格も珍しくなかった。今年の受験で失敗しても、来年の受験での合格を目指して、卒業後も学校に通って勉強を続ける先輩の姿をよく見かけた。そのような先輩が合格したとの知らせに接すると、諦めずに挑戦すれば報われることもあるのだ、と前向きに思えた。

しんどい司法試験の勉強をするのに、さらにしんどくなるような状況のロースクールではあったが、こういうときは素直にうれしかった。

5 まとまりのない文章になってしまったが、もとよりこのコラムでロースクールについて何らかの批評をするつもりはなかった。ただ、私の出身ロースクールの、当時の状況をオブラートに包んで伝えることで、苦境に立たされたロースクールの息苦しさ、それでも司法試験合格を目指してしんどい勉強を続けている学生たちの存在を、少し身近に感じてもらえたらと思ったのだ。

ロースクールの学生は皆、司法試験合格に向かって、しんどい勉強を続けている。経歴や法曹を志したきっかけはさまざまだが、それぞれに理想とする法曹像を（なんとなくでも）持って、ロースクールに入学してきたのだ。

それなのに、留年をきっかけに学費が払えなくて退学してしまったり、卒業できても回数制限のために諦めてしまったり、司法試験制度のために志半ばで司法試験を断念してしまった人が、私の出身ロースクールでも、これまでに何人もいた。

もちろん、司法試験から離れた後、インハウスロイヤーや公務員、あるいは全くの他業種で活躍している人はたくさんいる。幅広い分野で、ロースクールで学んだことが生かされるのは、とても意義のあることだ。

それでも、そういう人たちが、当初の希望通り法曹になっていけば、きつとそこでも幅広い分野で活躍していただろう。だからこそ、頑張る意思と姿勢がある人には、学費や受験回数制限なんでものを道を閉ざさず、受験の機会を認める方が、この業界にとってもよいことなのでは、と思えてならない。

人権救済に資する 民事裁判のＩＴ化を目指して

東京 鈴木 敦士

市中仕事ができ都会集中を回避できるのではないが、ＩＴ化によるセキュリティの懸念、レセプト電子化で零細な医療機関は設備投資が大変であり義務化に反対する訴訟まで起きたので費用の問題が議論されるべき、市民のためのＩＴ化や民事司法改革を提起するための旗印が必要であり直接主義を重視すべきなどの意見があった。

一 二〇二〇年七月二十九日一八時から司法制度研究会プレ企画「民事裁判のＩＴ化問題学習会」が日民協・青法協弁学会同部会・自由法曹団の共催で、日民協会議室で行われた。Zoomと併用で行われ、全国から参加者があり、時間を延長して活発な討議が行われた。その状況を報告し、私見を述べたい。なお、私見については、当職が委員や役員をしている団体の見解とは何ら関係がないことをまずお断りしておく。

二 学習会では、西田議員（自由法曹団市民問題委員会）から、「民事裁判のＩＴ化についての『批判的』検討」と題する報告がなされた。未来投資戦略で「政界で一番企業が活動しやすい国」にする施策の一つとして裁判ＩＴ化が提起されたこと、その後の政府での検討経過、民事裁判ＩＴ化研究会の報告書の概要、現在の検討状況

と試行の状況などが紹介された。研究会の報告書に関しては、誰のためのＩＴ化なのか、直接主義が後退しないか、大衆的裁判闘争が闘えるか、司法過疎を加速させないか、非弁活動を助長しないかなどの観点から問題提起があった。そして、オンライン申立ての義務化、濫用的な訴えの防止、特別な訴訟制度、和解に代わる決定について、問題点が示された。

討議の中では、相対で議論をすることが必要でＩＴ化をすると弁論が形骸化する、相手方が同意しなくてもオンラインで弁論等ができるのは問題がある、ＩＴ化によって本庁に事件が集められて支部が統廃合されるおそれがある、現状より悪くならないだけではなくＩＴ化で効率化されるのであれば余剰資源を活用し支部の司法アクセスの拡充を目指すなければならない、逆にＩＴ化によって遠くの裁判所にいかなくてもよくなれば地方都

三 当職は、裁判ＩＴ化には基本的に賛成の立場である。ＩＴ化をすることで事務が効率化されることは間違いないので、それを有効に活用すべきである。訴訟外で弱い立場にあり虐げられている者が、乏しい資源で、訴訟に賭けて一発逆転しようというのであるから、効率化できるものは効率化する必要が、資金や人材が豊富な企業よりもむしろある。しかも、公費で整備してくれるのであればこんな良いことはない。もっとも、利用者本位のシステムになるのか、システムの概要が見えないことに危惧を覚えている。

行政手続のオンライン化については、一時期オンライン手続を見直し一部を廃止したことがある。なぜならばシステム整備費に多額の税金が投入されているにもかかわらず、ほとんど利用がないものがあったからである。使われなかった行政手続のオンライン申請の反省から義務化を検討しているようであるが、議論の前提が誤っている。

行政手続のオンライン化でもヘビユーザーがいるものはうまくいっている。うまくいかなかった理由としては、システムが利用しにくかったこともあるが、より本質的には、手続内容自体に申請者が慣れていなければ、手段をオンラインにしたからといって中身が容易になるわけではないので、結局、窓口で相談しながら申請を進めざるを得ないからオンライン申請が増えないのだと思われる。

ところで、裁判手続には、内容に精通した弁護士というヘビユーザーがいるので、使いやすいシステムを作れば、みなが使おうようになると思われる。にもかかわらず、どんなものをつくるか一切明らかにしないまま、利用を強制する議論をしているのは、よほど、使いやすいものをつくる自信がないのではと思えてくる。そんな心構えでは、最高裁がITベンダーの食い物にされるだけでなく、IT化はやめた方がいいと思う。人権保障の最後の砦である最高裁が食い物にされることはあってはならないので、みんなで盛り立てなければいけないと思う。議論経過が見えない限り、盛り立てることも難しいので、システムの議論については、広くユーザーの意見を聞いて、進めていくべきである。

四

法務省や最高裁は、IT化を契機とした民事司法の見直しを提起している。特別な訴訟制度や和解に代わる決定などはその表れである。特別な訴訟制度や和解に代わる決定について、私は反対である。しかし、これらに反対すべきであるので、IT化と関係ないものは議論すべきでないという運動方針は、私は反対である。機運のないときは制度改正の議論はできないので、IT化を契機として、民事司法を見直すという議論には乗っかっていき、問題提起をしていくべきだと思っている。

そもそも、オンライン化は手段でしかないので、中身が利用しやすくなるなければ、システムが利用しやすくても、オンライン化が進むわけではない。少額の事件の解決のためのサポートを充実させる必要がある。サポート体制については、裁判所は、弁護士や司法書士にやってもらいたいと考えているようである。弁護士会は、司法書士に職域を荒らされるからサポート体制を整備しなければならぬなどという。しかし、少額な事件は司法書士がやっても弁護士がやっても費用的には見合わないのであり、民間団体にボランティア活動を競わせるのではなく、国が、責任をもって費用負担をするべきである。残業代を払う、違法な解雇をしない、クーリングオフを認めて返金をする、無効な違約金を取らないなどという民事ルールが

きちんと守られるような仕組みを提供するのは、事業者に行行政処分をすることや刑事罰を科すことと同様に国の役割である。

さらに、中身がよくないと利用しやすくても、利用はされない。当事者の特定のための資料や証拠の収集方法の拡充が必要であると思う。

〈第五一回司法制度研究会〉

テーマ

「市民と野党の政策合意に

司法政策を」(仮)

日時 二〇二〇年二月四日(土)

一三時～

場所 東京 全国町村会館

共催団体

自由法曹団

青年法律家協会弁護士学者合同部会

日本民主法律家協会

改憲問題対策法律家六団体連絡会の取り組み

渡辺治教授講演「安倍政権の総検証と
安倍政治に代わる選択肢」の報告

東京 大山 勇一

本年(二〇二〇年)八月九日、改憲問題対策法律家六団体連絡会(法律家六団体)主催の夏合宿において、渡辺治(橋名誉教授)による講演「安倍政権の総検証と安倍政治に代わる選択肢」が開催されました。国民の関心が新型コロナウイルスの災厄に向いているということもあり、新型コロナウイルスを切り口にしたお話となりました。以下は、渡辺教授の講演の概略です。

一 新型コロナウイルスが暴露した
新自由主義政治の害悪

(1) 「安倍新自由主義政治」とは、「福祉国家型資本主義の資本蓄積規制を取り払い資本蓄積の支援を図りつつ、公共投資などによって新自由主義の被害に一定の手当てをする利益誘導型政治」であり、このような政治が広がった結果、例えば、医療制度が崩壊に陥ってしまった。具体的に

は、医療費の削減を都道府県の責任で遂行させる「地域医療構想」が進められたことにより、指定医療機関、感染症病床が大幅に削減され、保健所や地方衛生研究所も人員と予算が削減された。こうした分野が旨味のある産業であれば民間が参入するが、そうではないため弱体化されたままとなった。特に、保健所は障害者対応や児童虐待、介護・福祉の分野まで担わされ、コロナ禍の中、すぐにパンク状態となった。

(2) 安倍政治は、このほかにも賃金削減、非正規化、社会保障の削減で働く人々に打撃を与え続けてきたが、こうしたところに新型コロナウイルスが襲いかかり、女性や非正規を中心に大量休業となり、今後、大量解雇が発生する危険性が高い。また、自由貿易拡大政策により、中小企業や農業、自営業が苦境に陥っていたが、国内産業衰退のもとで、コロナ禍により中小零細企業の倒産危機が深

刻化している。

(3) さらに、官邸主導の強化・徹底が図られ、健全な議会政治が軽視されたことから、コロナ禍においても官邸の恣意的な対策が横行してしまった。加えて、「平成の大合併」による地方財政・行政削減で自治体がボロボロになっていたところにコロナが来襲し、地方自治体が住民の命と暮らしの保護者たり得ず、一〇万円給付事業すら満足に遂行できない状態となった。これが今回、新型コロナウイルスに遭遇して、社会の困難をもたらした。

それでも、日本において重症者や死者が少ないのは、医療運動により国民皆保険制度がkarouうじて維持されており、基礎疾患への治療が充実しているからである。

二 安倍政権は新型コロナウイルス下で
何をめざしているのか

(1) 安倍政権はコロナ対策においても新自由主義改革の維持・強行の姿勢を崩さない一方で、利益誘導を図っている。休業する事業者への補助金支出には消極的であるが、「GOTOトラベル」などにより、自民党の支持基盤たる宿泊、娯楽、運輸業界などへの財政投資は惜しまないのである。またそここそ安倍政権が緊急事態宣言を出し渋る要因もある。

(2) そして、安倍首相は改憲への執念を捨てて

いない。これまで労働組合や市民と野党の共闘により憲法審査会すら開かせず改憲を阻止し続けてきたが、コロナ禍において緊急事態を口実とした明文改憲を持ち出そうとした。また、イージスアショアを断念する一方で、新たに「敵基地攻撃力論」を浮上させ、実質改憲を成し遂げつつ明文改憲の新たな突破口としようとしている。自民党のホームページを見ると、動画やアニメで「新型コロナ対策でも活躍する自衛隊」を打ち出している。

三 安倍政権を倒し、野党連合政権で憲法の生きる日本を

(1) 悪政続きの安倍政権ではあるが、なかなか内閣支持率や自民党支持率は下がらない。これは安倍政治に代わるものが国民に見えてこないからである。安倍政治を運動で倒さなければ「安倍なき安倍政治」は続く。

こうした中、六年に及ぶ野党共闘は成果を上げてきた。「桜を見る会」疑惑追及と本部、河井案里をめぐる買収問題、検察庁法改正での国会共闘、そして憲法審査会でも改憲論議に踏み込ませなかった。コロナ禍においては、家賃支援制度を共同で提起している。

(2) しかし、このままでは悪政を食い止められずとも政治そのものを変えることはできない。やはり「政権共闘」へ発展させる必要がある。その

ときに、各党の政策上(例えば、安保・自衛隊・天皇)の「終着点」の違いは障害にはならない。当面の課題実現のために「途中駅」まで一緒に行くことはできる。

安倍政治に代わる政治構想は、すでに二〇一九年五月の「市民と五野党・会派の共通政策二三項目」に現れている。これらは、以下の三つにまとめることができる。(第一の柱)「改憲を阻止して平和な日本と東北アジアをつくる」、(第二の柱)「アベノミクス・新自由主義政治に代え、新たな福祉国家型政治・大きな財政」、(第三の柱)「立憲主義と民主主義の回復」である。

(3) このうち、第二の柱については、国の責任でPCR検査センターを設置し、陽性者隔離施設を整備すべきである。また、コロナ対策で行った特例措置(休業手当や雇用調整助成金特例や失業給付特例など)を恒久化すべきである。そのほか、地域医療構想を廃止し、医療提供体制の拡充を計画し、最低賃金の引き上げ、雇用保険、生活保護制度なども抜本的に強化すべきである。

(4) また、第三の柱については、内閣人事局や官僚人事制度を廃止し、国家公務員制度や地方公務員制度を改革し、最高裁人事の諮問委員会を設置すべきである。また、地方自治体への財力を付与しなければならない。

(5) こうした安倍政治からの転換を図るため

に、市民と野党は、ともに改憲発議阻止の緊急署名に全力で取り組むこと、そして、政権共闘を目指すために政策を共同で作りに上げていくことが必要である。例えば、新型コロナウイルスに対する緊急対策や敵基地攻撃論への対処を野党が一緒になって取り組むことである。

こうした運動を市民が支え、安倍政治を大衆の声で潰そうではありませんか。

以上の渡辺教授の講演は、安倍政治に代わる新しい政治を展望する視座を与えてくれるたいへん有意義なものでした。

四 「安倍なき安倍政治」を終焉へ

もともと、本年八月二八日に安倍首相は持病の悪化を理由に辞任を表明し、七年八か月にも及ぶ安倍政権が終わりました。次の政治は、安倍政権と対決するたたかいで発展した「市民と野党の共闘」が切り開くべきです。安倍首相は退陣しましたが、渡辺教授の言う「安倍なき安倍政治」が続くことのないよう、注視していくことが必要です。(本稿は、渡辺治教授の講演を大山の責任でまとめました。)

司法試験の特別措置を求める 緊急声明と議員要請

東京 本間 耕三

にも問題点を伝えていくことでした。緊急声明を受け取り、「この間、多くの受験生から不安の声が届いている。こうした声と合わせて緊急声明も法務省にしっかりと伝えていきたい。」と応じてくださいました。

4 要請の五日後である八月二日には司法試験が開始されました。現時点で受験制限に対する特別措置については何のアナウンスもされていません。試験当日は、試験会場となる教室の入口でサーモグラフィによる体温測定が行われていたとのこと、今のところ、そこで入室を制限された受験生がいたとの情報には接していません。しかし、受験を制限された受験生が全国にいないとも限りませんので、こうした受験生に対して特別措置を設ける必要があることには変わりはありません。引き続きこの問題に注視していきたいと思います。

3 ほとんどの議員は、議員室入口で秘書が緊急声明を受け取るといういわゆる秘書対応でしたが、対応した秘書に緊急声明の要旨と受験生が置かれた現状を踏まえた対応をお願いしたいと口頭で伝えました。森まさこ議員の秘書からは「法務省の所管であるが、法務相に伝えていきたい。」との返答がありました。

1 七月二日に発表した議長声明「新型コロナウイルス感染症防止対策のための司法試験受験委員会見解に基づき受験制限をされる司法試験受験生に対する特別措置の実施を求める緊急声明」（以下「緊急声明」といいます）を国会議員に手渡しして、立法その他国会としての対応策を求めるべく、今泉義章委員と八月七日に議員要請を行ってまいりました。

2 要請先は、問題意識の共有が見込める護士出身の議員や法務委員会所属の議員を選び、議員室での面会を求めて訪問しました。要請を行った議員は次のとおりです。森まさこ議員（自民党、法務大臣）、元榮太一郎議員（自民党、法務委員会理事）、山口那津男議員（公明党、弁護士）、山添拓議員（日本共産党、法務委員）、小川敏夫議員（無所属、法務委員）、安江伸夫議員（公明党、法務委員）。いずれも参議院議員です。



要請に耳を傾ける山添拓議員（左）

また、山添拓議員とは議員室で面会ができ、直接要請を行うことができました。山添議員は早くからこの問題に尽力してくださり、法務省の担当者

5 なお、修習生委員会のTwitterで今回の議員要請をツイートしたところ、受験生と思しき方から「ありがとうございます」といった感謝のコメントが複数寄せられました。受験生の不安な思いに届えることができたと同時に青法協の存在感も示すことができたように思います。

青年法律家協会弁学会合同部会◎緊急声明

新型コロナウイルス感染防止対策のための司法試験受験委員会見解に基づき

受験制限をされる司法試験受験生に対する

特別措置の実施を求める緊急声明

1 二〇二〇年七月一五日司法試験委員会見解

司法試験委員会は、二〇二〇年七月一五日、「令和二年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について」を発表した。

そこには、「4 体調不良の場合」として以下の記載がある(以下、「本件司法試験委員会見解」と言う)。

〔1〕新型コロナウイルス感染症等(学校保健安全法施行規則第十八条で定める感染症をいう。(2)において同じ。)に罹患し、他の受験者等への感染のおそれがある場合(同規則第十九条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合)は、受験できません。

(2)発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えていただくようお願いします(試験場に来られても、受験を認めないことがあります)。

なお、(1)(2)いずれの場合についても、受験しなかった場合の追試験や受験料返還等の特別措置は予定して

いません」

2 受験生に対する恣意的な権利制限は許されない

本件司法試験委員会見解は、「発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる場合」に「受験を認めないことがある」としている点、そして追試験や受験料返還等の特別措置は予定していないという点で極めて問題である。

すなわち、発熱や咳等といった症状において新型コロナウイルス感染症及びその他学校保健安全法施行規則第一八条で定める感染症とそれ以外の疾病の区別は一般的に困難であるところ、試験場において「症状から罹患が疑われる」と判断されただけで受験を認めない措置がとられてしまえば、長期にわたり準備を重ねてきた受験生にとって極めて酷な結果となる。司法試験法四条一項に基づき受験資格を有する受験生に対しては等しく受験機会が保障されるべきである。不明確かつ曖昧な基準に基づき現場の判断によって受験生の権利を制限する措置を実施することは、司法試験委員会

に認められている指示権限(司法試験法施行規則第五条)を逸脱し司法試験法の趣旨に反するものであるとともに、不合理な差別と言わざるを得ず、憲法二四条一項(法の下の平等)の趣旨からも決して許されない。

とりわけ、司法試験受験が五年目の上限にあたる受験生が感染を疑われて受験を認められなかった場合には、試験場の入り口で司法試験の受験資格を失うことになり、結果として法曹資格を得ることが極めて困難になるが、これは職業選択の自由(憲法二二条一項)を侵害するものである。司法試験は、将来の司法を担う法曹候補者を選抜するという社会的意義のある国家試験であるが、このような恣意的な受験資格のはく奪により生じる社会的損失は極めて大きい。

そもそも、感染拡大が続いている状況でも司法試験を実施するという結論に至った以上は、感染が疑われる受験生については別室で隔離した状況で受験させるといった措置をとるべきであり、司法試験の延期が決定された二〇二〇年四月八日から今日までそのための準備の時間は十分にあつたはずである。そのような具体的措置をとることなく、感染拡大防止の目的のために生じる不利益を恣意的な判断に基づいてすべて受験生に負わせることは、上記のとおり司法試験法の趣旨及び憲法二四条一項並びに憲法二二条一項の観点から許されない。

3 受験できなかつた者・受験回避した者に対する特別措置を行うべきである

感染拡大を防ぐという目的と、発熱等の症状を有するに過ぎない受験生について前記の権利制限の不利益を科すという手段との間に合理的な関連性はない。むしろ、受験機会の恣意的な一方的剥奪は、感染が疑わしくても名乗り出ない受験生を増やす結果を生み、結果として感染拡大をもたらし危険性の方が高い。感染拡大防止のためには、試験場において感染リスクを減らす物理的措置を徹底するとともに、感染症を疑われる症状を有する受験生もしくは試験場での感染を恐れる受験生にとって一切の不利益が生じない措置をとることが必要不可欠である。

以上より、受験生に対する重大な権利制限を内容とする本件司法試験委員会見解は撤回されるべきである

り、司法試験委員会は感染拡大防止のためにさらなる必要な物理的手段を徹底して講じるべきである。仮に、感染拡大防止の観点から感染が疑われる受験生の権利を制限する措置を実施するのであれば、発熱や咳等の症状があることを理由に試験場で受験を拒絶された受験生については、司法試験法四条一項の受験資格を一年延長するという特別の法的措置を速やかに講じるとともに、受験料の返還も行うべきである。また、感染拡大防止と受験生の安全確保の観点から、感染不安により今年の受験を控えることを希望する受験生についても、同様の措置を一律に適用すべきである。

二〇二〇年七月三二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 上野 格

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)

2020年12月 4日(金)～ 5日(土)
あいち

*第4回(春)

2021年 3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】

2021年 6月26日(土)～27日(日)
岡山

第17回人権研究交流集会 (アクロス福岡)

2021年3月20日(土) 午後 分科会
3月21日(日) 午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

10月 2日(金) 15時～

【修習生委員会】

10月15日(木) 10時半～

【広報委員会】

10月30日(金) 18時～

編集後記

▼今号も全国から青法協らしい多種多様な事件や諸活動について寄稿していただきました。法廷内外の取り組みについて大変参考になります。▼

今年には青法協弁学会合同部会設立五〇周年ですが、今では当然認められるような権利についても裁判等を通じて勝ち取ってきたことは普段忘れがちになります。今の裁判の状況で勝ち負けを予想し、たたかうか否かを決めてしまいかねません。▼現在、大学の理事長らの義務違反により、①大学が損害を受けたので、理事長らは大学に損害賠償せよ(当事者適格・任意的訴訟担当の問題)、あるいは②愛校心・母校愛が侵害されたので、損害賠償せよ(被侵害利益の問題)との裁判をしています。被告らは愛校心・母校愛侵害を認められた裁判がないと主張しましたが、だからこそ裁判する意義があると思えました。▼安倍首相が退陣して、初の編集後記でしたが、珍しく政治談議はせずに決意表明しました。お知恵があればご教示いただければ幸いです。

(中川勝之)